

職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

神奈川県労働局
(P 1～3)

川崎市
(P 7)

神奈川県弁護士会
(P 10)

神奈川県かながわ
労働センター
(P 4)

法テラス
(P 9)

神奈川県社会
保険労務士会
(P 12)

横浜市
(P 6)

相模原市
(P 8)

神奈川県司法書士会
(P 11)

～紛争解決制度を利用したい方～

神奈川県労働局
(P 1～3)

神奈川県弁護士会
(P 10)

神奈川県社会保険労
務士会
(P 12)

神奈川県かながわ
労働センター
(P 4)

神奈川県労働委員会
(P 5)

神奈川県司法書士会
(P 11)

神奈川県行政書士会
(P 13)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

各簡易裁判所
(P 14～15)

各地方裁判所
(P 14～15)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	総合労働相談コーナー 1 雇用環境・均等部指導課内 横浜市中央区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階 ☎045-211-7358 2 横浜駅西口 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階 ☎045-317-7830 3 横浜南労働基準監督署内 横浜市中央区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階 ☎045-274-8295 4 鶴見労働基準監督署内 横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 ☎045-279-5482 5 川崎南労働基準監督署内 川崎市川崎区宮前町8-2 ☎044-381-5279 6 川崎北労働基準監督署内 川崎市高津区溝口1-21-9 ☎044-381-9435 7 横須賀労働基準監督署内 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階 ☎046-823-0858 8 横浜北労働基準監督署内 横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階 ☎045-274-8319 9 平塚労働基準監督署内 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階 ☎0463-43-8615 10 藤沢労働基準監督署内 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階 ☎0466-23-7223 11 小田原労働基準監督署内 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階 ☎0465-22-7151 12 厚木労働基準監督署内 厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階 ☎046-401-1965 13 相模原労働基準監督署内 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階 ☎042-752-1427 14 横浜西労働基準監督署内 横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階 ☎045-287-0268	労働局の制度はいずれも無料です。労働局の手続きを利用したことにより事業主が解雇等不利益な取扱いをすることは禁止されています。手続きは非公開でありプライバシーが保護されます。	
		総合労働相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、パワーハラスメントなど、労働問題に関する相談を幅広く受け付けています。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関する相談については、雇用環境・均等部指導課（次ページ参照）をご利用ください。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 ●総合労働相談コーナー （横浜駅西口除く） 月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※時間帯により相談員が不在となることがあります。詳細については各総合労働相談コーナーにお問合せください。 ●横浜駅西口総合労働相談コーナー 月曜日～金曜日 11:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。
		助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、個別の法律に基づく紛争解決の援助の対象となるものを除きます。）。
		あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、労働局長から委任を受けた紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、個別の法律に基づく調停の対象となるものを除きます。）。 手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。
		紛争解決の援助・調停 （労働施策総合推進法（パワーハラスメント部分）に基づくもの）	【制度概要】 労働施策総合推進法（パワーハラスメント部分）に関わる民事上の個別労働紛争について、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、解決を図る制度です。 ※詳細は P2 参照

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川労働局	雇用環境・均等部 指導課 (住所) 横浜市中区 北仲通 5-57 横浜第 2 合同 庁舎 13 階 (電話) 045-211-7380	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関する相談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇など、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関するご相談を受け付けております。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。
		紛争解決の援助 (男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に基づくもの)	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示することにより、解決を図る制度です。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打切り終了となります。
		調停 (男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に基づくもの)	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、労働局長から委任を受けた紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川労働局	ハローワーク （お住まいを管轄するハローワーク）	障害者雇用促進法に関する相談	【制度概要】 職場における障害者であることを理由とする差別的取扱い、障害者に対する合理的配慮の提供に関するご相談を受け付けております。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。
	職業安定部 需給調整事業課 （電話） 045-650-2810	労働者派遣法に関する相談	【制度概要】 派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容、派遣先の正社員との待遇差等に関するご相談を受け付けております。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けておりません。
	神奈川労働局分庁舎 （住所） 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル ○3階 障害者雇用促進法 職業安定部 職業対策課 （電話） 045-650-2801	紛争解決の援助 （障害者雇用促進法、労働者派遣法に基づくもの）	【制度概要】 障害者雇用促進法、労働者派遣法に関わる民事上の個別労働紛争について、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示することにより、解決を図る制度です。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。
	○2階 労働者派遣法 職業安定部 需給調整事業課 （電話） 045-650-2810	調停 （障害者雇用促進法、労働者派遣法に基づくもの）	【制度概要】 障害者雇用促進法、労働者派遣法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、労働局長から委任を受けた紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県（かながわ労働センター）	かながわ労働センター 本所 【住所】 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階 【電話】 045-662-6110 （労働相談直通番号） 045-633-6110（代） 川崎支所 【住所】 川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階 【電話】 044-833-3141（代） 県央支所 【住所】 厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3 号館 2 階 【電話】 046-296-7311 湘南支所 【住所】 平塚市中里 50-1 県平塚合同庁舎（仮庁舎） 【電話】 0463-45-3150（代） 【特長】 労働問題全般に関して中立的な立場からアドバイスします。 女性、外国人の方の専用相談窓口があります。	相談	【制度概要】 賃金や労働時間などの労働条件、解雇や退職、パワハラ等、労働全般に関するさまざまな問題について、職員や弁護士、専門カウンセラーが相談を受け付けています。 【費用】 無料 【相談方法】 面談、電話又はメール、オンライン（弁護士労働相談、女性のための女性弁護士労働相談は面談のみ） ●一般労働相談（本所、川崎支所、県央支所、湘南支所） 【相談日時】 月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00 【電話】 左記、各所問い合わせ先へ。 ●出張労働相談（本所、県央支所、湘南支所） 横須賀市、相模原市、小田原市及び開成町内にて定期的を実施。 （場所、相談日時等は https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/shucho.html をご覧ください。） ●日曜労働相談（本所） 【相談日時】 毎週日曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 【電話】 045-633-6110（代） そのほか次の相談を行っています。 詳細は https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/index.html をご覧ください。 ●夜間労働相談（本所、川崎支所：事前予約制） ●オンライン労働相談（本所：事前予約制） ●女性のための労働相談（本所：弁護士による相談は事前予約制） かながわ労働センター本所及びマザーズハローワーク横浜内で女性相談員や女性弁護士が、マザーズハローワーク相模原内で女性弁護士が、それぞれ対応。 ●外国人労働相談（本所、県央支所） 大学教員、弁護士等の専門相談員が通訳とともに対応。 ・中国語、スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語、ネパール語 ●弁護士労働相談（本所、川崎支所、県央支所、湘南支所：全所事前予約制） 労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が対応。 ●働く人のメンタルヘルス相談（本所：事前予約制） 職場の悩みや心身の不調について、専門のカウンセラーが相談に応じます。
	かながわ労働センター ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html	あっせん指導	【制度概要】 相談される方や相手方から希望があった場合、かながわ労働センターが、労使の間に入って、自主的な話し合いの仲介や、解決に向けたお手伝いをさせていただくものです。（※事案によってはあっせん指導を行えないこともあります。） ※労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。 【費用】 無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県労働委員会	かながわ労働センター (045-662-6110) 川崎支所 (044-833-3141) 県央支所 (046-296-7311) 湘南支所 (0463-45-3150) 【特長】 公益委員・労働者委員・使用者委員の計３人のあっせん員が行います。 【注意】 労働委員会では直接あっせんの申請の受付は行っていません。 事業所等の所在地を担当する労働センターにご相談ください。	個別労働関係紛争あっせん	【制度概要】 まず、最寄りの労働センター・各支所にご相談ください。労働センターでは、相談の内容に応じた助言を行い、必要な場合にはあっせん指導（話し合いの仲介等）を行います。あっせん指導によって解決しない場合でも、労働委員会のあっせんにより、解決をはかることが適当なときには、あっせんの申請ができます。申請は労働センターで受け付けています。 あっせんは、労働者個人と使用者との労働条件やその他の労働関係に関する紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決に向けて支援します。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁又は不当労働行為救済の制度を利用することになります。 【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
横浜市 労働情報・相談コーナー 働く人の相談室	横浜市 労働情報・相談 コーナー 働く人の相談室 (住所) 横浜市中区万代 町 2-4-7 横浜市技能文化 会館 3 階 (電話) 045-681-6553 【特長】 労働問題の様々な トラブルについて 専門家が対応しま す。	職場での 悩み相談	【制度概要】 仕事上での日常的な悩みや困りごとなど、産業カウ ンセラーが解決のためのお手伝いをします。
			【費用】 無料
			【相談方法】 (予約不要) 面談または電話
			【相談日時】 毎日 9:00~17:00 (受付は 16:30 まで) (日曜日・祝日、第 2 水曜日、年末年始を除く)
		キャリア 相談	【制度概要】 在職者、転職・再就職希望者向けに、キャリア選択、 キャリア設計のための能力開発や働き方など、キャリ アコンサルタントがサポートします。
			【費用】 無料
			【相談方法】 (事前予約も可) 面談
			【相談日時】 毎日 9:00~17:00 (受付は 16:30 まで) (日曜日・祝日、第 2 水曜日、年末年始を除く)
		労働相談	【制度概要】 解雇・退職、賃金、労働時間、ハラスメント、労働 災害、社会保険等の働く人の様々な問題について、社 会保険労務士が相談に応じます。(フリーランス等も 含む)
			【費用】 無料
			【相談方法】 (事前予約制) 面談 (オンラインも可) または電話
			【相談日時】 毎週火・土曜日 9:00~17:00 (1 回 50 分)
		法律相談	【制度概要】 労働問題の中でも特に複雑・困難なものや訴訟につ いて、労働問題に精通した弁護士が相談に応じます。
			【費用】 無料
			【相談方法】 (事前予約制) 面談 ※同一内容での相談は 1 回限り
			【相談日時】 第 2・第 4 土曜日 13:00~17:00 (1 回 40 分)
		がん患者 のための 労働相談	【制度概要】 がん治療を受けられている方やそのご家族などを 対象に仕事と治療の両立等について、社会保険労務士 が相談に応じます。
			【費用】 無料
			【相談方法】 (事前予約制) 面談 (オンラインも可) または電話
			【相談日時】 毎週火曜日 9:00~17:00 (1 回 50 分)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
川崎市	経済労働局労働・人材支援部 （住所） 川崎市川崎区 宮本町 1 番地 （電話） 044-200-2271 【特長】 市が行う就業支援事業等もご相談いただけます。	相談 ・ 情報提供	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。
			【費用】 無料。
			【社会保険労務士による労働相談】 （川崎市委託事業） ●対面・オンライン面談（予約制） 日 時：月曜日、水曜日 （祝祭日、年末年始は除く） 9:00～12:00 13:00～16:00 予約電話：0120-110-225 場 所：中原区役所 4 階 （ＪＲ武蔵小杉駅・東急武蔵小杉駅から徒歩 5 分） ●電話相談（予約不要） 日 時：月曜日～金曜日 （祝祭日、年末年始は除く） 9:00～17:00 電 話：0120-110-225
			※上記、常設の労働相談窓口のほか、神奈川県かながわ労働センター川崎支所と共催で、弁護士労働相談、夜間労働相談、街頭労働相談を実施しています。 [弁護士労働相談] 日程：毎月 1 回 会場：かながわ労働センター川崎支所 [夜間労働相談] 日程：毎月 3 回程度 会場：かながわ労働センター川崎支所 [街頭労働相談] 日程：年 7 回程度 会場：市内の南部、中部、北部等で実施（川崎駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺など）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
相模原市	●就業支援事業に関すること 環境経済局経済部 産業支援・雇用対策課 042-769-8238 ●常設の労働相談に関すること 市民相談室(区政策課) 緑区：042-775-1773 中央区：042-769-8230 南区：042-749-2171	相談 ・ 情報提供	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。 【費用】 無料。 【神奈川県相談員による労働相談】 ●対面・電話相談 日時：木曜日 (年末年始(12月29日から1月3日)と祝日を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00 場所：中央区役所市民相談室 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎1階 【社会保険労務士による労働相談】 ●対面のみ(当日電話予約) 時間：13:30~16:00 (1人30分以内) ※曜日は各区で異なります。 (年末年始(12月29日から1月3日)と祝日を除く) [緑区] 曜日：第2金曜日 場所：緑区役所市民相談室 相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと(イオン橋本店6階) [中央区] 曜日：第1水曜日 場所：中央区役所市民相談室 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎1階 [南区] 曜日：第3水曜日 場所：南区役所市民相談室 相模原市南区相模大野5-31-1 市南区合同庁舎3階 ※上記、常設の労働相談窓口のほか、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県社会保険労務士会相模原支部と共催で、街頭労働相談会、社会保険労務士無料相談会を実施しています。 [街頭労働相談会] 日程：年5回程度 会場：市内各所で実施(淵野辺駅、相模大野駅、市役所本庁舎1階等) [社会保険労務士無料] 日程：年1回 会場：市役所本庁舎1階

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 神奈川地方事務所 (法テラス神奈川)	日本司法支援センター (法テラス神奈川) (住所) 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階 (電話) 0503383-5360 (サポートダイヤル) (電話) 0570-078374 【特長】 労働問題等の様々な法律トラブルに対応！	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、民事・刑事事件を問わず、解決のための道案内をいたします。 【費用】 無料（通話料は利用者負担） 【利用方法】 電話又は来所 【受付日時】 ●法テラス神奈川 平日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始休業) ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 (日曜祝日、年末年始休業) 【注意点】 情報提供業務では、地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となりますので個別の法律相談や法的判断は行っておりません。
		民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で弁護士・司法書士が法律相談を行い、必要に応じて法テラスが弁護士・司法書士の費用等の立替え（代理援助）を行います。なお、刑事事件や法人としての相談は対象外です。 【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えについては分割での返済が必要になります。 【利用方法】 来所による面談（事前予約制） 【注意点】 法律相談は、収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 弁護士費用等の立替えについては、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することという条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できます。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県弁護士会	神奈川県弁護士会 関内法律相談センター （電話） 045-211-7700 【特長】 労働に関するさまざまなトラブルについて弁護士にご相談いただけます。	法律相談	【サービス概要】 突然の解雇や給料未払い、サービス残業、労働災害、過労死、労働条件の変更など、労働に関するさまざまなトラブルについての相談。
			【費用】 相談料 45分 5,000円（税込）
神奈川県弁護士会	神奈川県弁護士会 紛争解決センター （電話） 045-211-7716 【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、トラブル解決のお手伝い！	和解あっせん手続・仲裁手続	【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。 あっせん人が当事者の話し合いによる紛争の解決を取り持つ「和解あっせん」と、仲裁人が当事者の合意に基づいて、裁判所の判決のように紛争解決のための法的な判断をする「仲裁」の2つの手続があります。 あっせん人・仲裁人には、必ず弁護士がなり、公平・中立な立場から紛争の解決を図ります。
			【費用】 有料。 申立手数料：11,000円（税込） ※申立人の負担 期日手数料：1期日につき申立人・相手方各自5,500円（税込）ずつ ※申立人・相手方双方の負担 成立手数料：期日の開催回数に応じて決定。 22,000円×期日回数+55,000円 ※申立人・相手方双方の負担
			【その他】 費用、手続等の詳細は、神奈川県弁護士会にお問い合わせいただくか、神奈川県弁護士会のホームページ（ http://www.kanaben.or.jp ）をご確認ください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県司法書士会	神奈川県 司法書士会 事務局 (相談担当)	労働問題の 無料電話相談 ※電話相談だけでは解決できないときは、対面での相談・委任もできます（有料）。	【サービス内容】 労働問題の無料電話相談 TEL：045-662-9133 毎週水曜日 13:00～16:00 給料・残業代・退職金・解雇予告手当などの不払い、不当解雇、職場のいじめや嫌がらせ等の労働問題の悩みに、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 ※司法書士の紹介は、随時下記にお問い合わせください。神奈川県司法書士会より、労働問題に詳しい司法書士をご紹介します。 神奈川県司法書士会 横浜市中区吉浜町1番地 TEL：045-641-1372
			【サービス概要】 金額が140万円以内のトラブルについて、調停を実施しています。残業代の未払いやパワハラなど職場でのトラブルに対応いたします。 労働問題以外にも、貸したお金の返済やお住まいの家賃・敷金のトラブルなど、身近なトラブルを扱っています。 【費用】 有料。 ○トラブルの内容が30万円以下の場合 申込手数料 5,000円＋消費税 調停1回の費用 5,000円＋消費税 ○トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合 申込手数料 20,000円＋消費税 調停1回の費用 10,000円＋消費税
	神奈川県司法書士会調停センター 住所：横浜市中区吉浜町1 電話：045-641-1553 【特長】 ・全件、法律家（司法書士）が調停人に就きます。 ・利用者の自己決定を尊重することを理念にしています。 ・利用者双方が同席する調停を実施します（例外あり）。 ・土日・夜間の調停実施が可能。 ・調停人が出張することが可能。	裁判外紛争解決 手続 (ADR)による 調停	

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県社会保険労務士会	神奈川県社会保険労務士会 (所在地) 横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 4 階 労 務 相 談 室 (電 話) 045-650-5740	総合労働相談	【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 【費用】 無料 相談は、電話・面談共に最長 30 分程度でお願いしております。 主として問題解決の方向性をアドバイスします。 【利用方法・相談時間】 ●電話相談 毎週 火曜日、木曜日 10 時より 16 時まで ●面談相談 毎週 火曜日、木曜日 10 時より 15 時まで (面談は、事前予約が必要です。)
	社労士会労働紛争解決センター神奈川 受付・事前相談を労務相談室で行っております。 (電話) 045-650-5740 【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！		【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。 あっせんを行うに当たって「労働者」と「経営者」は、それぞれ別の部屋が用意されるので両者が顔を合わせることはありません。 【費用】 有料。 申立手数料 3, 0 0 0 円プラス税。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
神奈川県行政書士会	行政書士 A D R センター神奈川	A D Rセンター での話し合いによる 紛争解決	【サービス内容】 【取扱う紛争】 1- (1) 神奈川県内に事業所を有する事業者（事業を行う個人を含む。）に雇用されている外国人若しくは神奈川県内の事業所に派遣されている外国人派遣労働者を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた労働環境、職場環境に関する紛争 1- (2) 神奈川県内の学校に在籍する外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた教育環境に関する紛争 2 神奈川県内において発生した自転車の走行に起因する交通事故（自転車以外のものとの交通事故を除く。）に関する紛争 3 神奈川県内に住所又は居所を有する者が飼養する愛護動物による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争 4 神奈川県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の現状回復に関する紛争 【利用方法・相談時間】 ●電話相談 （毎週火曜日と木曜日 午後1時～4時） ●面談相談 （毎週火曜日と木曜日 午後1時～4時） ※電話相談で、紛争内容の概略をお伺いします。 電話相談の結果、当センターの利用を希望される場合、若しくは制度の内容のより詳しい説明を希望する人には来所いただき、重要事項の説明を行います。 【制度概要】 行政書士 A D Rセンター神奈川では、当事者の話し合いによって、紛争事案に対する合意の成立をめざします。話し合いでは、専門的な経験と所定の研修をつんだ調停人がサポートします。話し合いは、3回以内の期日で解決をめざしています。 【費用】 申立手数料 2,000 円（消費税別） ※ 申込みの不受理が決定されたときは、申立手数料は返還されます。 ※ 調停手続きの申し込みをする方が負担しますが、当事者間に申立手数料の負担割合についての合意があるときは、その負担割合にしたがって両当事者が負担することができます。 期日手数料 調停期日一回につき、4,000 円（消費税別） ※ 第1回の調停手続に係る期日手数料は申込人が負担し、第2回以降の期日手数料は、申込人と相手方がそれぞれ半額を負担することとなります。 ※当事者間に期日手数料の負担割合についての合意があるときは、その負担割合にしたがって両当事者が負担することができます。
	〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階		

☎045-577-6322
soudan@adr-gyouseisyoshi.org
<mailto:soudan@adr-gyouseisyoshi.org>
<https://adr-gyouseisyoshi.org/>

【特長】
センターが実施する調停人養成研修を修了した調停人が話し合い解決のサポートを行う

問い合わせ先

利用できる制度

裁 判 所

横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所ホームページ
<https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/madoguchi>
 (地方裁判所)

横浜地方裁判所
 (住所) 横浜市中区日本大通9番地
 (電話) 045-664-8746 (訴訟・非訟等
 の申立て)
 (電話) 045-664-8767 (労働審判申立
 て)

横浜地方裁判所川崎支部
 (住所) 川崎市川崎区富士見1-1-3
 (電話) 044-233-8172

横浜地方裁判所相模原支部
 (住所) 相模原市中央区富士見6-10-1
 (電話) 042-757-7516

横浜地方裁判所横須賀支部
 (住所) 横須賀市新港町1番地9
 (電話) 046-823-1907

横浜地方裁判所小田原支部
 (住所) 小田原市本町1-7-9
 (電話) 0465-24-1564

(簡易裁判所)

横浜簡易裁判所
 (住所) 横浜市中区日本大通9番地
 (電話) 045-662-6971

川崎簡易裁判所
 (住所) 川崎市川崎区富士見1-1-3
 (電話) 044-233-8174

相模原簡易裁判所
 (住所) 相模原市中央区富士見6-10-1
 (電話) 042-757-7707

横須賀簡易裁判所
 (住所) 横須賀市新港町1番地9
 (電話) 046-823-1907

小田原簡易裁判所
 (住所) 小田原市本町1-7-9
 (電話) 0465-24-1570

神奈川簡易裁判所
 (住所) 横浜市神奈川区西神奈川1-11-1
 (電話) 045-321-8045

保土ヶ谷簡易裁判所
 (住所) 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239
 (電話) 045-331-5991

鎌倉簡易裁判所
 (住所) 鎌倉市由比ガ浜2-23-22
 (電話) 0467-22-2202

藤沢簡易裁判所
 (住所) 藤沢市朝日町1-8
 (電話) 0466-22-2684

平塚簡易裁判所
 (住所) 平塚市見附町43-9
 (電話) 0463-31-0513

厚木簡易裁判所
 (住所) 厚木市寿町3-5-3
 (電話) 046-221-2018

【各手続の概要】

※ 令和8年5月21日から民事裁判手続のデジタル化が開始し、②④の手続は同日から全面デジタル化され、①③の手続は令和10年6月までに全面デジタル化されます。

全面デジタル化された手続を利用する場合で弁護士に委任しない場合には、電子申立て・書面による申立ていずれも可能となります(弁護士は電子申立て義務あり)。詳しくは、裁判所のホームページをご覧ください。

① 民事調停手続(簡易裁判所)

調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手段です。

双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。

② 少額訴訟手続(簡易裁判所)

原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。

事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。

③ 労働審判手続(地方裁判所(ただし支部は取り扱いなし))

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、調停(話し合い)による解決を試みながら、話し合いがまとまらない場合は審判を行う手続です。審判に対して異議申立てがあれば、訴訟に移行します。

事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

④ 民事訴訟手続(簡易裁判所・地方裁判所)

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。手続の途中で双方の解決の合意ができれば、和解によって終了することもあります。

厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は主張と証拠の提出を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。

		【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種類や請求する金額によって異なります。 【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、支払督促手続等があります。
--	--	---

発行（R8.10.1 改訂版）

神奈川県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会事務局

〒231-8434

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 13 階
神奈川県労働局雇用環境・均等部 指導課 電話 045-211-7358